



こどもまんなか
こども家庭庁

〒100-6090 東京都千代田区霞が関3-2-5
霞が関ビルディング14階、20階、21階、22階
TEL.03-6771-8030

こども基本法やこども家庭庁について、
かんたんにわかる動画もあります。

「こども基本法」の動画はこちら！



<https://youtu.be/ZNb80TAHeGc>

「こども家庭庁」の動画はこちら！



<https://youtu.be/kXnUUA-voFM>

こどもまんなか
こども家庭庁
2025

採用パンフレット



「子どもまんなか社会」の実現に向けて、 力を合わせて真摯に取り組む



子ども家庭庁 長官

渡辺 由美子 WATANABE Yumiko

子どもや若者の皆さんは、一人ひとりがとても大切な存在です。皆さんが大切に尊重される、笑顔で過ごすことができる、選択肢が平等に拓かれている…そんな社会を実現するために、子ども家庭庁は存在していると思います。子どもや若者の未来がどうあるべきか、「子どもまんなか社会」の実現に向けて何が 필요한のか、ここで一緒に描いてみませんか。



子ども家庭庁 官房長

中村 更子 NAKAMURA Hidemasa

渡辺さんが言う「子どもまんなか社会」を実現するために、私たちはどのような人々を求めているのでしょうか。子どもたちは多様です。だから子ども家庭庁も多様な人材に集まってもらいたいと思っています。実際、地方公共団体からの出向者も数多くいますし、民間企業やNPOから転職してきた人もいます。強いて言えば、常に子どものために、子どもの視点に立つことができる人、そして時には子どものように、失敗するかもしれないけどそれにめげず、仲間と助け合ってまた一歩踏み出すことのできる人、そんなみなさんと一緒に働きたいですね。子ども家庭庁は、誕生してから2年のまだとても若い組織です。ぜひ私たちと一緒に作り上げていきましょう！

子ども家庭庁のミッション

「子どもまんなか社会」を実現する。このような目標を掲げ、令和5年4月1日に子ども家庭庁は発足しました。子どもの最善の利益を図るための司令塔として、子ども・若者や、子どもたちを育て、支えているみなさんの声をまんなかに据えた政策をすすめていくことが、私たちのミッションです。

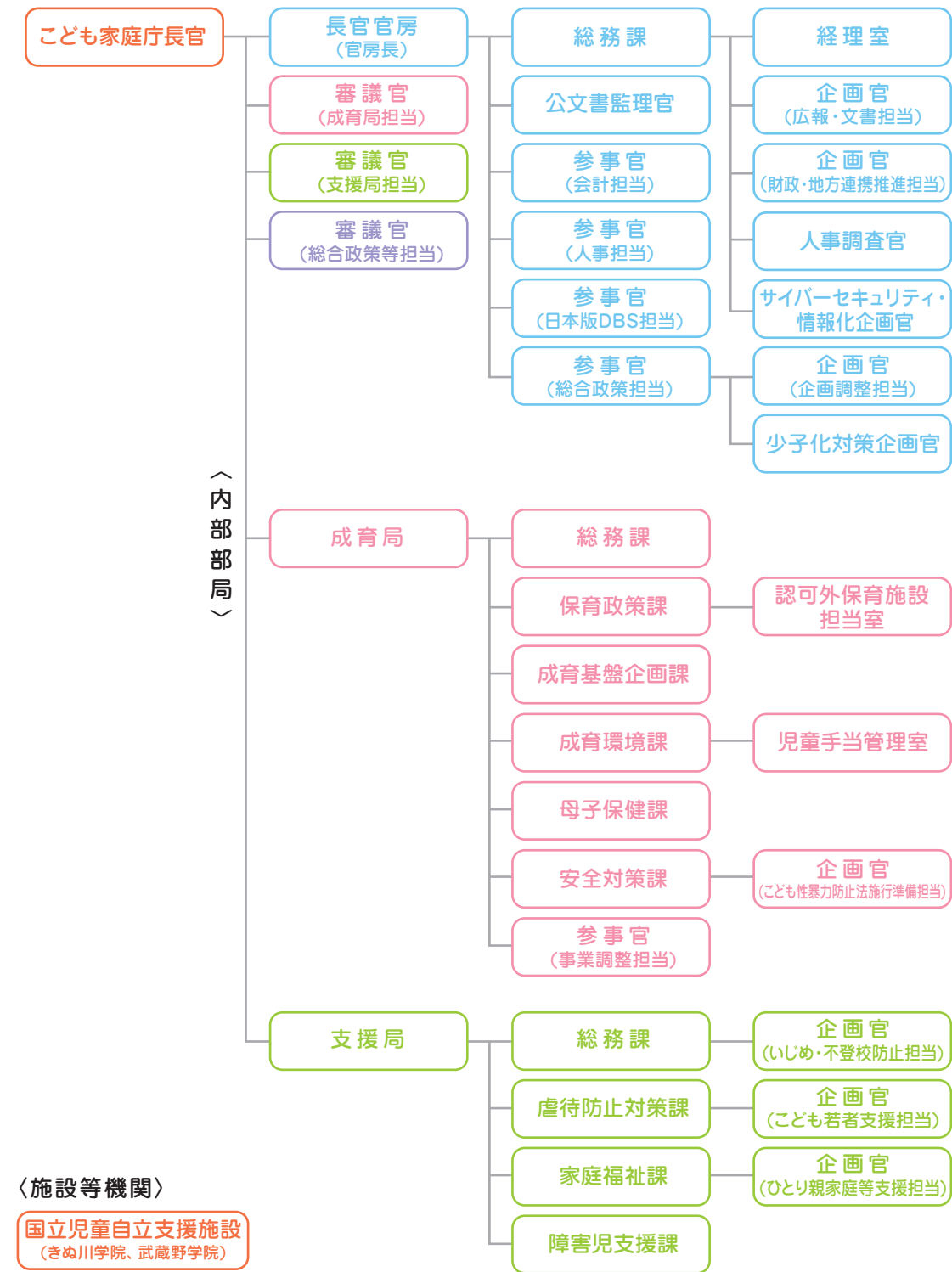
子ども家庭庁は、発足まもない新しい組織です。子ども家庭庁のミッションに基づき、私たちの存在意義や組織が目指すべき将来像を、職員自らの手で描いています。

「子どもまんなか社会」の実現に向けて



こども家庭庁組織図

- 長官をトップに、長官官房、成育局、支援局の1官房2局体制
- 定員については、組織全体で510人(内部部局422人、施設等機関88人) ※令和7年度末時点
- こども家庭庁は内閣府の外局として設置



こども施策の6つの基本理念

全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指して、こども基本法の6つの理念をもとに、こども施策を推進しています。



INDEX

長官・官房長からのメッセージ	1	長官官房 紹介	5-6	トピックス 出向・WLB・働き方改革	15-16	職員たちのリアルトーク	19-20
こども家庭庁のミッション	2	成育局 紹介	7-8	トピックス 子育て★若者いけんがらす	17-18	Q&A	21
組織図	3	支援局 紹介	9-10	こども★若者いけんがらす ミッション・ビジョン・バリュー (MVV)	17-18	福利厚生・勤務時間制度・採用情報	22
こども施策の6つの基本理念	4	職員インタビュー	11-13				
		職員のある一日	14				

長官官房

こどもの視点に立った司令塔機能の発揮

こども政策全体の司令塔として、①こどもや若者の視点・子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整、②必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等、③データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善などを担っています。また、法令審査、予算編成、人事等を担当するほか、庁全体の代表窓口としての役割も果たしています。

こども家庭庁 予算

こどもの視点、子育て当事者の
視点に立った政策を進めるための
予算確保

夏の概算要求と年末の予算編成に当たって、こども・若者世代の視点に立った政策推進とDXを強化するための経費や、若い世代のライフデザインの可能性の最大化と社会全体の意識改革等のための経費、より良い子育て環境を提供するための経費、すべてのこどもの健やかな成長を保障するための経費など、約7.3兆円のこども家庭庁全体の予算のとりまとめを行っています。また、契約・決算・会計の監査・庁舎の管理などの業務を担っています。

総合政策

こども大綱

「こども大綱」に基づき、
政府全体の
こども施策を推進



政府全体でこども施策を強力に推進するため、こども基本法に基づく我が国初の「こども大綱」(令和5年12月閣議決定)を推進します。「こども大綱」は、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものです。そして、毎年、こどもや若者、子育て当事者の方々などの意見を聴きながら、「こども政策推進会議(会長:内閣総理大臣)」において、「こども大綱」に基づき具体的に取り組む施策を「こどもまんなか実行計画」として取りまとめ、継続的に施策の点検と見直しを図ります。

こども・若者の 意見反映

こども・若者の意見を聴き政策に
反映する取組を社会全体で推進



こども政策を推進するにあたり、何よりも大切にするのは、こどもや若者の意見です。こどもや若者の最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども家庭庁は、こども・若者のみなさんの声を聴き、反映し、こどもや若者の視点に立った政策を実現するとともに、各府省庁や地方自治体と連携し、こども・若者の意見を聴き政策に反映する取組を社会全体で推進していきます。



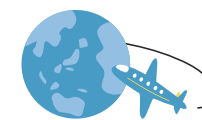
こども政策 DX

デジタル技術の活用を推進し、
子育て家庭や地方自治体等の
手間や負担の軽減を図る

PCやスマートフォン等の利用が広く普及する中で、保育や母子保健、相談支援などについて、DXを求める声が多くなってきています。こども家庭庁では、こども政策担当大臣をチームリーダーとする「こども政策DX推進チーム」において、デジタル技術の活用やデジタル機器を積極的に活用することで、子育て家庭や子育て関連事業者、地方自治体等の申請手続きや事務負担を軽減させる「こども政策DX」を進めています。

国際関係業務

国際機関や
諸外国との連携



国連(UNICEF等)・OECD等の国際機関との連携、他国のこども政策に関する情報収集、国際会議の参加及び企画・運営、外務省等を通じた国際連携、要人訪問や海外視察の調整を行っています。

児童の権利に関する条約の認知度調査や、国際的な暴力撲滅に向けた取組に関連して、「子どもに対する暴力撲滅行動計画」の実施状況の把握等も行っています。

EBPM・統計等 データ整備

「こどもまんなか」の実現に向けて、
こども施策のEBPMを推進



こども施策におけるEBPM(エビデンスに基づく政策立案)の浸透に向けた仕組み・体制を整備するとともに、こども施策のエビデンスの構築に取り組んでいます。また、こども・若者や子育て当事者の視点に立った調査研究を実施しています。さらに、自治体において、教育や福祉などのデータを分野を超えて連携させることを通じて、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を把握し、支援につなげる取組を推進しています。

成育局

全てのこどもの健やかで安全・安心な成長を促進

保育所や認定子ども園などの教育・保育給付の充実、はじめの100か月の育ちビジョンの推進、放課後児童クラブなどによるこどもの居場所づくりの推進、産前・産後から子育て期にかけての母子への支援、事故や犯罪等から子どもたちを守る対策など、家庭や社会におけるこどもの成育を後押しするための取組を多角的に切れ目なく実施することで、全てのこどもが健やかで安全・安心に成長できる環境の実現を目指します。

保育政策 「今」を支え「未来」を育てる



保育所や認定子ども園に係る施策の企画立案・総合調整を行っており、待機児童対策や人口減少地域における保育機能の確保のための支援、保育士等の処遇改善や配置改善などに取り組んでいます。

保育所は、こどもを預けるだけの施設ではなく、保育士や他のこどもたちとの交流を通して、こどもが社会での生き方を学ぶ場でもあります。また、社会の支え手である保護者は、こどもを保育所に預けることで、仕事を継続することができます。こどもが

安全に保育を受け、保護者が安心して預けられるよう、保育の質を確保するための施策を考えるのも、役割の一つです。

令和7年度から制度化された「こども誰でも通園制度」により、地域における保育所等の役割はますます大きくなっていきます。今後は多様な働き方やライフスタイルに合わせた形での支援として、全てのこどもが保育所等を利用でき、すくすく成長していけるような取組を推進していきます。

保育の内容の質や幼児期までの全てのこどもの育ちの保障



施設類型にかかわらずこどもの育ちを保障するため、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定子ども園教育・保育要領」等の策定を通じ、保育の質の充実を図っています。また、保育士の養成・試験に関することや研修等による資質の向上に取り組んでいます。

また、こどもの置かれた環境にかかわらず、全ての

こどもの誕生前から幼児期までの育ちをひとしく保障するために、社会全体の全ての人で共有したい考え方を示す「はじめの100か月の育ちビジョン」の理念や考え方を実現するための施策を推進しています。

これらの施策を通じて、保育の内容の質や幼児期までの全てのこどもの育ちの保障に取り組んでいきます。



こどもの健やかな成長のための環境の確保



妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援と妊婦のための支援給付を効果的に組み合わせて、妊婦等が安心して出産・育児に臨めるよう総合的な支援を推進するほか、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や相談、情報提供を行う地域子育て支援拠点事業の充実など、様々な子育て世帯支援に取り組んでいます。また、こどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・

活動を行うことができるよう放課後児童クラブの整備や、こどもの視点に立った多様なこどもの居場所づくりの促進を行っています。

さらに、家庭等における生活の安定への寄与や次代を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、児童を養育する父母等に児童手当を支給しています。

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができ、こどもが健やかに成長していくための環境の整備を進めています。

母子保健 地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の推進



全てのこどもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法や、母子保健等にかかる様々な取組を推進する国民運動である「健やか親子21」等を基盤として、安全・安心で健やかな妊娠・出産や産後間もない時期の母子の健康管理が行えるよう、妊産婦健診や乳幼児健診の実施、出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事

業等を通じて、地域における妊娠期から子育て期にわたる母子等への切れ目のない支援を推進します。

また、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアや、不妊症や不育症について悩んでいる人への健康状況に応じた相談支援、治療に関する情報提供も推進しています。

こどもの安全を守るための対策



こどもを事故から守り、犯罪に巻き込まれないようにするため、関係府省庁や団体と連携しながら、様々な対策を推進しています。

例えば、教育・保育施設等における重大事故を防ぐため、自治体や施設・事業者に対するガイドラインの周知や各種注意喚起のほか、重大事故情報の集約・データベース化、有識者会議における再発防止策の検討等を行っています。

また、我が国では、窒息や溺水などの不慮の事故によって、14歳以下のこどもが毎年200人ほど亡く

なっています。こうした事故を可能な限り防ぐため、関係府省庁と連携してプロジェクトを推進し、事故防止に資する情報を発信しています。

このほか、こどもが安全・安心にインターネットを利用できる環境の整備や青少年の被害・非行防止などの取組を行っています。

さらに、教育や保育の現場での性暴力を防止するため、新たに成立した「こども性暴力防止法」の円滑な施行に向けた準備を進めています。

支援局

様々な困難を抱える子どもや家庭を包括的に支援

児童虐待防止対策、社会的養護、子どもの貧困の解消に向けた支援、ひとり親家庭支援、障害児支援、いじめ防止対策、不登校対策、子どもの自殺対策など、様々な困難を抱える子どもや家庭を包括的に支援することで、心身の状況や、置かれている環境にかかわらず、誰一人取り残すことなく、全ての子どもが健やかに成長することができ、権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指します。

いじめ防止対策、不登校対策

子ども家庭庁がいじめ防止対策、不登校対策に取り組む意義とは

最新の文部科学省の調査では、いじめ重大事態の発生件数や不登校児童生徒数が過去最多となりました。いじめや不登校の背景には、様々な事情が複雑に関係していることが多いため、学校だけに任せるのではなく、教育・福祉等が一体となって地域全体で子どもへの支援を進めることが必要です。子ども家庭庁では、それらの課題に対して自治体の首長部局や福祉・医療・民間施設等の様々な関係

機関と連携しいじめ防止対策や不登校対策を行うなど、社会総がかりで取り組むための連携促進・体制整備を推進しています。また、それらの課題を政府全体の問題として捉えて、関係省庁連絡会議を開催するなど、文部科学省をはじめとした関係府省庁と連携し、社会全体での対策を一体的に推進しています。

子どもの自殺対策

子どもが自ら命を絶つようなことのない社会の実現に向けて

子どもの自殺者数が令和2年以降、高止まりしており、子ども家庭庁としても自殺対策に真剣に取り組んでいます。具体的には、自殺リスクの早期発見や自殺未遂者等に対する的確な対応、自殺の要因分析に関する調査研究、電話・SNS等を活用した相談体制の整備などを盛り込んだ「子どもの自殺対策緊急強化プラン」を取りまとめ、厚生労働

省や文部科学省等の関係府省庁と一丸となって、取組を進めています。

子どもの自殺対策は、周囲の大人が子どもの変化に気付き、寄り添うことが大切です。このため、子ども家庭庁では、社会全体で子どもの自殺対策について考えることができるよう、デジタル広報を活用した普及啓発にも取り組んでいます。



子どもまんなか
子ども家庭庁

児童虐待防止対策

子どもの権利と命を守るために

全ての子どもは、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待を防止することは、社会全体で取り組むべき重要な課題です。児童虐待への対応については、これまでの制度改正や関係機関の体制強化などにより、その充実が図られてきました。しかし、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も、依然として高い水

準で推移しています。子ども家庭庁では児童虐待を防止するため、相談体制の整備や子育て支援サービスの充実などによる児童虐待の発生予防、児童相談所の体制強化など児童虐待発生時の迅速・的確な対応のための取組、虐待を受けた子どもの自立支援の取組などを進めています。

このほか、子ども・若者の健やかな成長・発達のため、相談窓口の整備や、ヤングケアラーへの支援の強化など、子ども・若者の育成・支援の取組を進めています。



社会的養護を必要とする子どもや、ひとり親家庭への支援

全ての子どもが、その置かれている環境にかかわらず、適切に養育され、健やかに育成されるように

様々な事情で親と暮らすことのできない子どもや、生活などに困難を抱えるひとり親家庭への支援を行っています。

具体的には、里親家庭や児童養護施設などで暮らす子どもへの支援、里親や施設職員に対する研修のほか、ケアリーバー（里親等委託や施設入所を経験した子ども）を含め、自立に向けた支援が必要な子どもが自立して社会生活を営むための相談支

援など、社会的養護を必要とする全ての子どもが健やかに育まれる環境づくりに取り組んでいます。

また、ひとり親家庭の子どもへの生活・学習指導を含む子育て・生活支援、ひとり親がより安定した収入を得るための転職活動やスキルアップのための費用補助・相談を行う就業支援、離婚後の養育費の確保支援、児童扶養手当等による経済的支援に取り組んでいます。

障害のある子どもの発達の支援

地域社会における障害児の健やかな育成を切れ目なくサポート

子どもの健やかな成長・発達を促す観点からは、障害のある子どもや医療的ケアが必要な子ども、またその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで、さらには大人になった後も見据えた効果的・専門的な支援を一貫して行うことが重要です。こうした考え方の下、児童発達支援をはじめとする福祉サービスの充実や、医療的ケアが必要な子どもの地

域における支援体制の構築などに取り組んでいます。

また、障害の有無にかかわらず子どもが共に過ごし成長していくといった、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進していくことも重要です。保育所や放課後児童クラブなどの一般施策における支援力の向上を図り、地域の中ですべての子どもが共に育まれる環境づくりも進めています。



職員インタビュー

長官官房

厚生労働省・総合職(経済)

高澤 航 TAKAZAWA Wataru

長官官房総務課総括調整官(政策調整委員)
兼 国会連絡室長 平成19年度採用



百里を行く者は九十を半ばとす

どんなに素晴らしいアイデアも実現して初めて真価を発揮する。今国会もこども家庭庁は法案を提出したが、アイデアから法案を作り、法律として成立するまでの過程では例えば、法案の中身は政府全体の方針や他省庁の政策と整合的であるか、法案の条文は必要十分な規定ぶりになっているか、総理や大臣の国会での発言を国民にわかりやすいものとしていくにはどうしたらよいか、与野党の国会議員の理解を得るにはどうしたらよいか、こうしたことも詰めていく必要がある。こども家庭庁の土台として、官邸や各府省庁、与野党等と向き合い、制度の実現に漕ぎ着ける。これが私の仕事の一部である。

こども家庭庁を目指す方へのメッセージ

これから生きる皆さんは、50年後の日本をどういう社会にし、次世代に引き継いでいきたいか。少子化対策は、そうした日本社会の在り様を規定する重要な要素である。また、皆さん自身、どうい環境社会で、安心してこどもを生み育てていきたいだろうか。日本の社会と、日本に住む人たちの人生、こうした諸々に、あらゆる政策手段を用い、時に批判と向き合いながら、関係者を巻き込みつつ主体的に関わる。それが、こども家庭庁で働く責任と魅力だと思う。私自身も、そういう仕事ぶりを体現したいと日々考えている。

内閣府・総合職(法律)

長官官房

坂井 綾菜 SAKAI Ayana

長官官房参事官(総合政策担当)付参事官補佐
平成24年度採用

こどもたちが幸せを実感できる社会を目指して

総合政策担当は、全てのこども・若者が健やかに成長でき、将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」の実現のため、こどもや子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整を行う部署です。具体的には、「こども大綱」の策定、少子化対策、こどもの権利の周知、こどもの意見聴取・政策反映等のほか、骨太方針などの各府省庁との調整業務を担当しています。調整業務の過程では意見の対立なども生じますが、関係者と丁寧にコミュニケーションをとり、できる限り多くの方が納得できる結論が出せるように心がけています。

こども家庭庁を目指す方へのメッセージ

こども家庭庁では、こどもや若者の意見を聴くことを大切にする組織らしく、若手中心のプロジェクトチームの設置など、意欲次第で誰でも意見を反映できる機会があります。また、私含め子育て中の職員も多いですが、仕事も家族も大切にすることを皆が応援してくれる雰囲気です。こども家庭庁の創設により様々な政策が進みましたが、他方で解決に時間がかかる課題も多くあり、また今後も、社会の変化に応じて求められる制度の在り方は変わっていくと思います。こどもたちが幸せを実感できる社会を目指して、共に考え続けていただける方と働けることを楽しみにしています。



成育局

厚生労働省・総合職(法律)

安里 賀奈子 ASATO Kanako

成育局成育環境課長 平成12年度採用



どの子にも「居場所」がある社会へ

どのような環境で生まれた子ども健全に幸せに育つ社会にする。そのために、こどもの居場所を作る、また、こどもにとっての最初の居場所である家庭の居心地を良くする、それが私のミッションと考えています。放課後児童クラブ(学童保育)・児童館、子育てひろば、妊婦への伴走型相談支援、家庭支援(一時預かり、訪問型家事支援等)、多様な居場所づくり、児童手当等を担当。日本の未来の土台を支える、やりがいのある仕事です。

こども家庭庁の魅力

こども政策の司令塔として、様々な行政分野・事業と関わり、自治体や民間団体など外部との連携や交流が多く、職員の出身母体も多様で、様々な発想に触れられ刺激的。ペーパーレス&フリーアドレスで執務環境も快適。何より、「こどもまんなか社会」を目指すことは、年齢その他の属性等に関わらず対等で、誠実な対話が当たり前に行われる社会を目指す、意義ある仕事! 困難な課題に向き合う苦しさもありますが、それに勝る魅力、あります!

厚生労働省・一般職(大卒)

成育局

大坪 亜也菜 OHTSUBO Ayana

成育局保育政策課公定価格担当室給付第1係
令和2年度採用



仕事のやりがい

私は保育政策課の中でも、保育所や幼稚園、認定こども園等への運営費を支援する事業を担当しています。本事業は保育士等の処遇改善や職員配置の改善に直結するため、注目度が高く、時には現場の方から厳しいお言葉をいただくこともありますが、4・5歳児の職員配置基準の改善等の政策が大きく前進する影響を肌で感じると、緊張感と共に、自身の仕事への大きなやりがいを感じます。

日々の仕事上で心がけていること

業務が多忙な際には、目の前の一つ一つの業務をこなすことに追われてしまうこともあります。そういった際には、保育所に実際に足を運び保育の実態を見させていただいた経験や、保育従事者・自治体の方々からお話を伺う機会を通じて、政策を進めていくことの意義や、その重要性を再確認したことを思い出し、日々の仕事が政策をより前に進めているという使命感をもって取り組むことを心がけています。

職員インタビュー

支援局

厚生労働省・総合職(法律)
山下 護 YAMASHITA Mamoru
 支援局総務課長 平成9年度採用



子どもに寄り添うためにはどうすればよいか

「子どもの悩みに応えていますか」。大臣からの質問に対し、すらすらと答えなければいけないのが私の仕事ですが、この質問には正直答えられませんでした。今「子どもの悩みを受け止めるにはどうすればよいか」について、庁内の仲間と一緒に走りながら考えています。しかし、こうした課題は、庁内で議論しても仕方ありません。一番良い方法は、現場に行って活動をしている方々からお話を伺うことです。意見交換は気づきが多いですね。

子ども家庭庁の魅力

前世紀に厚生省に入省して児童福祉を担当したときは、子どもの意見表明権といった考えも薄く、提供しているサービスも少ない状況でした。虐待しているという通報があっても、家に鍵をかけられてしまうと踏み込むことができないという法律の壁もありました。子どもの声にしっかり寄り添う子ども家庭庁では、子どもの最善の利益を子ども一人ひとりと一緒に考えていきます。同じ思いをもった仲間と仕事ができ、うれしいですね。



支援局

厚生労働省・一般職(大卒)
鹿江 健 KANO Ken
 支援局家庭福祉課扶養手当係長
 平成22年度採用

ひとり親家庭の生活を支える

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担い、様々な困難に直面しています。このため、児童扶養手当などの経済的支援のほか、子育て・生活支援や自立支援など、多面的な支援に取り組んでいます。特に児童扶養手当は、令和6年の制度改革により手当を受給できる範囲(所得限度額)の見直しや多子家庭に対する支給額の増額など、支援を強化しています。こうした制度の運用や必要な予算の確保が私の仕事です。

日々の仕事上で心がけていること

仕事上の庁内のコミュニケーションツールとしてチャットの活用が進んでいますが、直接話をするということも大切にしています。メールやチャットの方がよい場面もたくさんありますが、直接話をした方が仕事の進みが早かったり、よく伝わったり、あるいは意図を丁寧に伝えられたりすることもあります。そして、この塩梅も難しかったりするので、迷ったら一度直接話をする!という意識で日々業務に取り組んでいます。

1Day Schedule

若手職員のある1日



内閣府・総合職(教養)
野崎 絵梨香 NOZAKI Erika
 成育局成育基盤課企画法令第1係 令和6年度採用

Date.

Time table Schedule

9:30

登庁

朝は音楽を聴きながら通勤しています。



10:00

メール・新聞のチェック

子ども関連の記事を確認し、世間の動きを見逃さないようにしています。



12:00-13:00

お昼

同期や課内の人とよくランチをしています。



13:30

オンライン会議

他省庁との打合せ以外に、週に1回程度、課全体での会議もオンラインで行っています。



15:00

資料作成

打ち合わせに向けて、必要な資料の作成やデータ更新等を行います。



17:00

打ち合わせ

多様な視点からの意見を取り入れるため、他の課と打ち合わせを行いながらコミュニケーションをとっています。



18:15

退庁

残業する時もありますが、メリハリをつけて働いています。



TOPICS!

TOPICS 1 出向

厚生労働省・一般職(大卒)

浜田 裕 HAMADA Yu

国立武蔵野学院庶務課庶務係長 平成21年度採用

国立児童自立支援施設職員の一員として

私はこども家庭庁所管の国立児童自立支援施設である国立武蔵野学院の庶務課に所属し、職員の服務管理、福利厚生等の業務を行っています。

学院には様々な事情を抱えたこどもたちが全国から入所しており、多くの専門職がこどもたちの生活面・学習面での支援を行っています。

私の業務はこどもたちへの直接的な支援ではありませんが、施設職員の一員として、専門職の職員がこどもたちへの支援に専念できるようサポートしています。

目に見える支援の成果

これまで様々な児童福祉制度の企画・運用に関する業務に従事し、どのようにしたらより良い支援が行き届くのかを考えてきました。

学院での勤務を通じて、現場で働く職員がこどもたちとどのように向き合い、どのような支援が求められているのかを知り、また、こどもたちとの共同作業の機会を通じ、直接こどもたちの変化を見ることで、支援の土台となる制度の企画業務の重要性を改めて感じる事ができました。

支援が必要なこどもたちのより良い未来のために働くことができるのがこども家庭庁だと思います。



TOPICS 2 WLB ワーク・ライフ・バランス



厚生労働省・総合職(法律)

初鹿 知香 HATSUSHIKA Chika

支援局虐待防止対策課長補佐 平成25年度採用

私なりの「仕事と家庭の両立」

産休・育休から復帰してこの4月で丸3年が経ちました。

仕事と家庭のそれぞれにおける自分の役割を果たすために心がけていることは、予定通りの明日が来ないかもしれないと思って、行動する。予定通りの明日がなるべく来るように、行動する。ということです。

明日この仕事をやろうと思っていても、こどもが熱を出して、仕事ができないかもしれない。明日の夕ご飯はこれを作ろうと思っていても、急な仕事で帰れず、夫が夕ご飯の担当になるかもしれない。

こういった現実起きる状況を常に想定して、少しでも予定通りに進めるため、何事も早めに行動したり、状況を周囲にこまめに共有したりしています。また、自分が元気であることが大前提であるため、自分の心身も意識しています。

そして、この日々の原動力こそが、こどもの存在です。こどもが広げてくれる視野を使って、私はこの社会でどんな役割を果たせるのか、これからも考えていきたいです。

利用制度 育児休業(出産後10か月)、フレックスタイム制(9時~17時45分勤務)

TOPICS 3 働き方改革

こども家庭庁の働き方5原則

こども家庭庁では、

○「こどもまんなか社会」の実現に向けて、より良い政策を持続的に立案・実現し、子育てとの両立はもとより、全ての職員にとって、健康で能力を発揮できる職場環境をつくり、霞が関における「働き方改革」のトップランナーになること

○ワンチームで、トライアンドエラーで果敢に挑戦すること
○真の働き方改革を追求するためのサンドボックスの役割を果たすこと

を基本的な方針として、働き方5原則及び目標を制定しています。

こども家庭庁の働き方5原則

- 1 政策立案に向けて多様な観点から自由闊達な議論をするために風通しの良い組織にする
- 2 時間・空間制約を克服し、現場主義、当事者主義を実現するために仕事のあり方を最適化する
- 3 柔軟な思考力を発揮するなど生産性を向上させるための職員の心身の健康を確保する
- 4 個・チーム・組織レベルで継続的に働き方を改善し続ける
- 5 人材の育成とより良い政策を“持続的に”実現するために、マネジメント力を強化する



主な達成目標と行動目標

① 育児・介護など生活(ライフ)と仕事(ワーク)の両立

達成目標 男の産休(5日以上)100%
男性の育児休業・休暇(合計1か月以上取得)100%
男性の家事・育児時間を前年度より増加(※職員アンケートで把握)

行動目標 管理職の育休に関する研修を受講100%
育児・介護などの経験者の体験を共有できる機会の提供 など

② 健康維持のための勤務時間管理や休暇取得

達成目標 11時間の勤務間インターバルの確保
(テレワーク勤務とする場合は10時間)

行動目標 勤務間インターバルの状況見える化
幹部会議で共有し原因分析など

③ DXの推進による効率化

達成目標 印刷(紙)使用量を3年以内に半減(令和4年度実績比)

行動目標 原則庁内打合せ資料の印刷の禁止 など

具体的には、それぞれの職場ごとに「ありがたい姿」(理想的なチームの状態)と現実のギャップを埋めるためのアイデアを出し合う「カエル会議®」(仕事を振り返る・働き方を変える・早く帰る・人生を変えるための会議)や、組織の生産性を高める「心理的安全性研修」、こども家庭庁全体で子育てしやすい環境を醸成するための「父親学級」や「育休ピアサポート」(男性育休を取得した職員から経験談を聞くことのできる場)など、様々な取組を行っています。



カエル会議®の様子

メッセージ・こども家庭庁のミッション
組織図・6つの基本理念
長官官房
成育局
支援局
職員インタビュー
職員のある一日
トピックス
職員たちのリアルトーク
Q&A・福利厚生
勤務時間制度・採用情報

TOPICS 4 こども若者★いけんぷらす

国の政策に関して、こどもや若者がいろいろな方法で、意見を伝えることができる取組

こども家庭庁は、こども・若者にとって一番良いことが何かを考える「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

そのために、こども家庭庁が最も大切にしていることが、こども・若者の意見です。

こども政策の決定過程におけるこども・若者の意見反映を実践・推進するため、こども家庭庁や各府省庁がこども政策を進める際に、こども・若者から意見を聴くための仕組みが「こども若者★いけんぷらす」です。

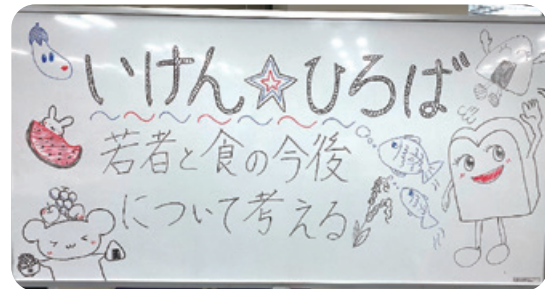
登録を済ませた小学生から20代のこども・若者(「ぷらすメンバー」)を対象に、こども・若者に関連する様々なテーマに関して、対面やオンライン、チャットでの意見交換、Webアンケートなどの多様な手法を組み合わせ、意見を聴きます。聴取した意見は、担当府省庁において、審議会等の資料等において活用するなどして、反映に向けて検討を行い、政策に反映します。聴いた意見をもとにどのように反映したのか、反映できなかった場合はなぜなのか、こども・若者にフィードバックします。そして、こども・若者

だけでなく、大人にも、こども・若者の意見を聴くことの大切さを理解してもらうために、この一連のプロセスを社会に広く発信していきます。

この仕組みでは、各府省庁が聴きたいことを聴くだけでなく、こども・若者が発案したテーマに関して意見聴取を実施することもあります。

また、「こども若者★いけんぷらす」がより良い仕組みとなるように、ぷらすメンバーから広く意見を聴くための工夫や事業の改善などを、運営事務局やこども家庭庁職員などと一緒に取り組んでいただくこども・若者(「みんなのパートナーぼんぱー」)にも運営に参加していただきます。このような取組を通じ、こども・若者が自らに関わる制度・政策について知り、考え、意見を表明し、主体的に社会に参画する機会を提供します。

これからも、こども・若者の意見を大切に、「こどもまんなか社会」の実現に向けて取り組んでいきます。



こども若者★いけんぷらす 特設サイト



TOPICS 5 こども家庭庁ミッション・ビジョン・バリュー (MVV) 策定の取組

こども家庭庁は、発足して2年の新しい組織です。職員も、霞が関だけでなく、地方公共団体や民間からの出向・転職者など、様々なバックグラウンドを持つ人が集まっています。

「こどもまんなか社会」の実現に向け、組織の存在意義や目指すべき将来像、職員が大切にすべき価値観など、

職員の拠り所となるものを共有化するため、こども家庭庁では、ミッション・ビジョン・バリュー(MVV)策定に取り組んでいます。

MVV策定にあたっては、こども家庭庁で働く職員自身が、部署を超えて意見を出し合い、何を大切にしたいのか、一人ひとりの思いをボトムアップで形にしています。

策定のプロセス

有志職員ワークショップ

- 有志職員メンバーによる策定ワークショップ
- 大事にしたい価値観、どのような組織であるべきか議論



庁内ディスカッション

- ワークショップの議論をベースに庁内の各職場で議論



幅広い意見聴取

- こども・若者へのヒアリング
- 有識者へのヒアリング



MVV完成!



完成後も職員参加型で議論を継続

ワークショップ風景



担当者の声

MVVはアウトプットそのものだけでなく、策定過程において、所属する職員全員で考えるプロセスが重要とされています。策定の過程では、有志職員によるワークショップを複数回実施し、さらに、ワークショップでの検討をもとに職員全員で議論をしています。

部署を超えて、生き生きと発言する職員の姿を見て、このプロセスの意義を実感しています。

MVVは日々の業務の拠り所となるだけでなく、個人の成長と組織の成長につながることも、組織文化を醸成する土台となるものと考えています。

そして、完成後も、社会の要請や組織・職員の状況の変化を常に捉え、ミッション実現のために我々が目指すべき姿は何か、を不断に見直し、職員自らの手で改善し続けていきます。

ぜひ一緒に、新しい官庁で新しい組織文化を作っていきませんか?



長官官房総務課人事企画調整官 中井 麻祐子

職員たちのリアルトーク



職員募集、応募のきっかけ

柏木さん▶ 私は、こども家庭庁発足前に内閣府の所掌であった青少年のインターネットの安全利用に関する業務を行っていたこともあり、引き続きこの仕事を続けたいと思い、こども家庭庁を希望しました。私は、もともとこどもに関わる仕事に憧れがありました。また、高校時代をとても楽しく過ごせた実感があり、それがたくさんの人に支えられていたからだということに気づき、今度は自分が支える側に回りたいと考えました。

星野さん▶ 私はもともと福祉に関わる仕事がしたいという思いがありました。親族が福祉施設関係の仕事をしており、現場の実情や課題に興味がありました。何らかの形でそういった分野に携わりたいと考え、大局的に物事を考えたり、スケールの大きな仕事ができる国家公務員という進路を決めました。医療や高齢者対策等、様々な業務がある中でも、こどもや保育所を支援することは、こどもだけでなく親御さんの就労継続支援の力になれるということ等、こどもを支えることが社会全体を支えることになるという点にやりがいを感じられると思います、こどもに関わる分野を希望しました。福祉分野は少なからず同じような側面を持っているとは思いますが、自分にとって「こども」を支えるという切り口は非常に興味深いと思えました。

佐々木さん▶ 私は、母子家庭で育ち、どうしても我慢しなければならない場面がいくつかありました。「自分と同じような境遇のこども達の支援をしたい」「母が経験してきたような苦労が世の中から減ればいい」という思いがずっとあり、そんな思いから、省庁に従事して、国民の暮らしを支援したいと考えたことがきっかけです。

仕事の魅力

柏木さん▶ こども家庭庁は、まだ発足したばかりであり、職員の背景も様々です。いろいろな意見や視点で物事を見る機会があり、とても刺激になります。庁内勉強会では、こども家庭庁のアドバイザーでもある児童精神科医の先生や児童養護施設から出向している職員のお話を聞ける機会があり、実情を把握でき、業務に活かされている面がたくさんあります。私が携わっているこどものインターネット安全対策は、中高生のためのものと思われがちですが、今や対象は乳幼児まで広がっています。このような実態を統計調査で把握したり、その結果を分析し、保護者のみなさんへ、インターネットの安全利用の普及啓発をすることができ、それに携われることが魅力だと感じています。

星野さん▶ 私が考える魅力は、経験の少ない1年目から、国の重要な案件に関われることでしょうか。しかし、その分、調査をしっかり行い、知識を蓄えないといけません。なかなか大変な業務ですが、先輩方に助けられています。



こども家庭庁・経験者採用
柏木 瞳
KASHIWAGI Hitomi
成育局安全対策課
有害情報対策専門官
令和6年度採用

厚生労働省・総合職(法律)
星野 拓人
HOSHINO Takuto
成育局保育政策課
企画法令係
令和6年度採用

厚生労働省・一般職(高卒)
佐々木 力斗
SASAKI Rikito
成育局母子保健課
科学技術係
令和5年度採用

佐々木さん▶ 私は、行政施策を進めるにあたり、科学的根拠を得るための科学研究費に関わる業務を行っています。数年かけて行われている科学研究は、国民のみなさんにすぐ繋がるものではありませんが、施策に反映する際に役立つものです。国民の暮らしを支える第一歩の業務であること、その責任と自覚をもちながら仕事ができることに魅力を感じています。

職場の雰囲気

柏木さん▶ 隣の課の先輩に気にかけてもらっています。ちょっと元気がないときランチに誘ってもらったり、話を聞いてもらったり、業務の相談をさせていただいたり、本当にありがたいです。また、業務を通じて様々な方と知り合ったり、プロジェクトチームでの交流もあります。職員同士の距離が近く、いろんな課と交流しやすいのではないのでしょうか。

星野さん▶ 職場はとても明るいです。メンター制度といって、課が違う年の近い先輩が個別に付いて指導やアドバイスをしてくれる仕組みがあります。メンターは手取り足取り教えてくれる先輩というよりも、相談相手のような存在です。また、職場には柔らかい雰囲気の方が多く、楽しく仕事できています。

佐々木さん▶ 私は、人に頼ることが苦手で、つい気負いがちなのですが、相談すれば優しく応えてくれる先輩方にいつも救われています。先輩後輩というより、何でも話せる家族のような温かい気持ちをもった方が多いです。気軽にプライベートの話もできるので、とても働きやすい職場だと感じています。

やりがい

柏木さん▶ 新しい組織なので、庁内全体が勢いと熱意に溢れています。日々の生活の中ではつい忘れがちですが、自分がやりたかった、こどもに関わる仕事が出来ていることに感謝を忘れず頑張っていきたいと思います。

星野さん▶ こどもに関する政策は、国の中でもホットピックです。少子高齢化社会の反転のためにとどまらない様々な政策があり、注目度の高い分野です。保育政策も新たなスタートに立ったばかり。そのスタートに立ち会えたことに誇りを感じています。



佐々木さん▶ 私がやりがいを感じたのは、科学研究に係る規定やガイドライン等を策定したことです。科学研究費は、国のお金から支出されるため、研究者には慎重に取り扱っていただかなければなりません。研究者が慎重に扱えるよう、規定等の策定に携われたことはやりがいを感じます。

今後の夢

柏木さん▶ 中学生と大学生のころ、親が病気になり大変だったな、と思う時期がありました。その出来事からヤングケアラーへの取組に携われたらと思っています。希望が叶わないことがあるかもしれませんが、経験をひとつひとつ積み重ね、こども政策に関わっていきたくです。

星野さん▶ 省庁は、それぞれで文化や雰囲気がまるで違います。こども家庭庁は、良い雰囲気をこれからみんなで作り上げていこうという熱意に溢れています。保育政策もまだまだこれから。社会がより良いものになるよう、自分も役立てるように頑張っていきたいです。

佐々木さん▶ 私が担当している業務は、少し特殊な業務のため、こども家庭庁全体がどんなことをやっているのかが正直なところあまり把握できていないのですが、今後、いろんな部署に異動していく中で、もっと知識を増やし、様々な経験をして成長していきたいですね。



メッセージ・こども家庭庁のミッションについて
 組織図・6つの基本理念
 長官官房
 成育局
 支援局
 職員インタビュー
 職員のある一日
 トピックス
 職員たちのリアルトーク
 Q&A・福利厚生
 勤務時間制度・採用情報

Q1 総合職と一般職の仕事内容は、 どのように違うのですか？

総合職は政策の企画・立案や庁内外との調整を、一般職は総務や会計といった事務や事業の運用を担うことが多いですが、仕事はチーム一体となって進めていくため、総合職や一般職の垣根を越えて、能力と適正に応じた柔軟な役割分担が行われています。

Q2 地方に転勤することはありますか？

こども家庭庁の職員は、主に霞が関の本庁内に配属される他、国立児童自立支援施設で勤務することもあります。また、他府省庁や地方自治体等へ出向する機会もあり、相談の上、時に転居を伴います。本庁以外での勤務は、様々な立場から物事を考えるきっかけとなり、視点を広げる、より柔軟な考えを持つなど、スキルアップにつながる貴重な経験となります。

Q3 こども政策に精通していないのですが、 どのような研修制度がありますか？

こども家庭庁では、職員個々の状況に応じた様々な研修を用意していることに加えて、日常の執務を通じて個別に行う研修(OJT)を研修基本計画に位置付け、職員の能力の向上等を図っています。また、入庁直後には新規採用者研修が行われ、こども家庭庁の業務概要や国家公務員としての心構えなど広範にわたって基礎的な知識を学ぶことができます。この他、採用区分・役職や本人の希望等に応じて様々な研修が用意されています。また、職員誰でも参加できる現場視察や講演会・意見交換会なども多数、企画・実施されています。

Q4 1年目で馴染めるのか不安ですが、 フォロー体制は整っていますか？

新規採用者の方には、先輩職員がメンターとなって、各種相談に乗っています。メンターは単なる仕事の指導役としてではなく、身近な立場で精神面でのサポートを行っており、心強い存在となっています。

Q5 こども家庭庁は どのような雰囲気ですか？

こども家庭庁は厚生労働省、文部科学省、警察庁、内閣府等、各府省庁からの出向者や、民間団体、地方自治体からの出向者が多く、様々なバックグラウンドを持った職員が集まっています。そのため、多様性に寛容な職場であり、仕事も多面的な観点で進めることができる組織です。また、育児中など時間制約がありながら両立している職員も多く、テレワーク等を活用して家庭と両立しやすい職場環境となっています。



福利厚生

こども家庭庁の職員となった場合には、企業などに勤める方々が健康保険や厚生年金保険などに加入すると同様に、職員やその家族が安心して毎日の仕事や生活を送れるよう、内閣府共済組合こども家庭庁支部に加入することになります。

内閣府共済組合こども家庭庁支部では、病気やけがでかかった医療費の補助、こどもが生まれたときの出産費の支給、育児休業を取得した場合は、育児休業手当金の支給などを行っております。

また、住宅資金等の貸付などの事業を利用することができます。

宿舍は単身者用、世帯用があります。アパート等に入居される場合は、家賃額にもよりますが、最大28,000円の住居手当が支給されます。

採用情報

採用情報については、随時更新していきますのでHPをご確認ください。
学部卒(文理問わず)、大学院卒、社会人経験者など、幅広く採用しています。

こども家庭庁の採用窓口

[問い合わせ先]
長官官房参事官(人事担当) 任用係
Tel:03-6860-0105
Email : saiyo_sougou@cfa.go.jp
saiyo_ippan@cfa.go.jp



こども家庭庁 <https://www.cfa.go.jp/recruitment>

勤務時間制度

年次休暇(有給休暇)は年ごとに20日(4月採用者は、初年は15日)が付与されます。このほかにも夏季休暇、結婚休暇、産前・産後休暇、子の看護休暇等の特別休暇、介護休暇や育児休業制度等があります。

柔軟な働き方として、フレックス勤務や、テレワークの実施を推進しています。

